

保護者様  
令和5年度  
保 存 版

大阪市立長吉東小学校

## 非常変災時の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業の措置をとりますので、ご理解ご協力いただき舞うようお願ひいたします。

### 1. 臨時休業になる時の規準について

- ① 午前7時の時点で以下の態様や災害などが発生した場合は、臨時休業となる。
    - (ア) 大阪市において「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合。
    - (イ) 平野区において、大和川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示の発令があった場合。
    - (ウ) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
    - (エ) 「南海トラフ地震に関する情報」〔臨時〕のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まつたと評価された（気象庁発表）場合
  - ② 午前7時を過ぎて始業時刻までに上記（ア）～（エ）の態様及び災害が発生した時も、臨時休業とします。
2. 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害などが発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率などを行い、下校させます。ただし、校区内「避難勧告」「避難指示(緊急)」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。
3. 登下校中に災害が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所などに避難することやどのような行動をとることが安全確保につながる等、事前に話し合っておいてください。